

新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン  
(令和3年4月14日改訂)

令和3年4月14日  
奈良県教育委員会

各県立学校における新型コロナウイルス感染症対策等については、「新型コロナウイルス感染症にかかる学校教育活動に関するガイドライン（令和3年3月29日改訂）」に示した内容に基づき、各校の取組を進めていただいています。

文部科学省作成の「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」等、これまでの通知内容を踏まえた上で、追記事項を含めて内容を改めました。引き続き感染症対策に努めていただきますようお願いします。

## 【 目 次 】

### 1 感染防止に向けた周知徹底

- (1) 生活様式の見直しに関する啓発
- (2) 家庭における検温や健康観察の要請
- (3) 学校におけるマスクの着用

### 2 学校教育活動における感染症対策等

- (1) 感染症の予防に関すること
- (2) 医療的ケアを必要とする生徒等の登校判断に関すること
- (3) 感染不安による欠席の申し出があった場合の対応に関すること
- (4) 時差登校等に関すること
- (5) 学習指導に関すること
- (6) オンラインの活用に関すること
- (7) 健康相談・心のケアに関すること
- (8) 人権教育に関すること
- (9) 学校行事に関すること
- (10) 部活動に関すること
- (11) 学校給食の実施や食事の場面に関すること
- (12) 学校保健全般に関すること
- (13) 健康診断に関すること
- (14) 出席停止等の取扱いに関すること
- (15) 学校等欠席者・感染症情報システム（サーベイランス）に関すること

### 3 感染が広がった場合における対応等

- (1) 学校において感染者等が発生した場合の対応
- (2) 生徒等や同居家族がPCR検査の対象となった場合の対応
- (3) 同居家族が体調不良である場合の対応
- (4) 臨時休業に関すること

### 4 非常にやむを得ず登校できない生徒に対する学習指導

- (1) 基本的な考え方
- (2) 自宅等における学習の取扱い
- (3) 指導要録上の取扱い
- (4) 登校再開後の対応並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定等

## 1 感染防止に向けた周知徹底

現在も新型コロナウイルス感染症に関する感染リスクへの警戒を維持する必要があることから、引き続き、以下の点について周知を行い、感染防止対策を徹底することとします。

### (1) 生活様式の見直しに関する啓発

- ・以下の点について、学校内外問わず普段から心がけるよう、生徒等に指導するとともに、家庭への啓発を行います。
  - ・人との間隔は、2m（最低1m）空ける。
  - ・会話は、できるだけ真正面を避ける。
  - ・人との間隔が十分とれない場合は、症状が無くてもマスクを着用する。
  - ・家に帰ったら、直ぐに手洗い、うがい、着替え、シャワー・入浴を行う。
  - ・手洗いは30秒程度、流水と石けんで丁寧に行う。

### (2) 家庭における検温や健康観察の要請

- ・各家庭において、毎朝の検温や風邪症状の有無の確認を行い、発熱等の風邪症状が見られる場合は登校を控えることを徹底します。
- ・自宅療養中は不要不急の外出は控え、症状がなくなってから3日間が経過するまでの間は登校を控えさせるとともに、必要に応じて医療機関への相談を勧め、受診結果や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をします。なお、この場合、出席停止の措置を取ります。

### (3) 学校におけるマスクの着用

- ・学校教育活動においては、生徒等及び教職員は、常時マスクを着用することを原則とします。ただし、夏季や活動内容により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が想定される場合は、これによらないこととし、この場合、換気や身体的距離の確保などの対策を徹底することとします。

## 2 学校教育活動における感染症対策等

### (1) 感染症の予防に関すること

（新型コロナウイルスに関する正しい知識の指導）

- ・新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、生徒等自らが感染リスクを判断し避ける行動をとることができるよう、発達段階に応じた指導を行います。

（身体的距離の確保）

- ・教室内の座席配置については、生徒等の間隔を1メートルを目安に学級内で最大限の間隔を取るようにします。

（消毒）

- ・教室やトイレなど生徒等が利用する場所のうち、特に多くの生徒等が手を触れる場所（ドアノブ、手すり、スイッチなど）は、1日1回消毒液（次亜塩素酸ナトリウム等）を使用して清拭を行います。

(換気)

- ・密閉を回避するためのこまめな換気を徹底します。その際、可能であれば2方向の窓を同時に開けるなど、効果的な換気に努めます。
- ・エアコンは室内の空気を循環しているのみで、室内の空気と外気の入れ替えを行っていないことから、エアコン使用時においても換気を行います。

(咳工チケット)

- ・学校教育活動上、近距離での会話や発声等が必要な場面も生じることが考えられることから、生徒等及び教職員は咳工チケットの徹底を行います。

(登校後に発熱等風邪症状が見られた場合の対応)

- ・生徒等が登校後に発熱した場合については、原則として、保護者の迎えを要請します。なお、学校での待機については、保健室以外の別室を設けるなど他の者との接触を可能な限り避けるよう配慮します。
- ・帰宅後は症状がなくなってから3日間が経過するまでの間は登校を控えさせるとともに、必要に応じて医療機関への受診を勧め、受診結果や検査状況を保護者から聞き取り、状況に応じた対応をします。なお、この場合、出席停止の措置を取ります。

(特別支援学校における対応)

- ・特別支援学校では、指導の際に接触が避けられないことや重篤化する基礎疾患等を有する生徒等が多いことなどから、生徒等の障害の種類や程度等を踏まえた慎重な検討を行い、学校教育活動の具体的な対応を決定します。

(2) 医療的ケアを必要とする生徒等の登校判断に関すること

- ・医療的ケアを必要とする生徒等や、基礎疾患のある生徒等の中には、重症化のリスクが高い者もいることから、主治医や学校医の意見を踏まえるなど、家庭と連携し、適切な判断を行います。

(3) 感染不安による欠席の申し出があった場合の対応に関すること

- ・まずは、保護者や生徒等の心情を配慮し、不安の内容を十分に聞き取り、学校で講じる感染防止のための措置を説明するとともに、学校運営の方針について理解を得るよう努めます。その上で、出席停止の取扱いを行うかどうか、適切な判断を行います。

(4) 時差登校等に関すること

- ・各学校において、最寄り駅等や多くの生徒等が利用する公共交通機関の混雑状況を把握し、感染リスクが高いと判断される場合には、授業時間を短縮するなどして登校時間を遅らせる措置を講じます。
- ・多くの生徒が路線バスを利用する場合など、時差登校の実施によっても混雑の回避が難しい場合、マスクの着用、会話を控えるなど感染拡大防止に関する行動の徹底を図ります。

## (5) 学習指導に関すること

- ・各教科等の指導について、以下に掲げるものなど感染症対策を講じてもなお感染リスクが高い学習活動については、可能な限り感染症対策を行った上で実施することを検討します。
  - ・生徒等が長時間、密集又は近距離で対面形式となるグループワーク等、近距離で一斉に大きな声で話す活動
  - ・室内で生徒等が近距離で行う合唱及びリコーダーや鍵盤ハーモニカ等の管楽器演奏（音楽）
  - ・生徒等同士が近距離で活動する調理実習（家庭、技術・家庭）
  - ・生徒等が密集する運動や近距離で組み合ったり接触したりする運動（体育、保健体育）

## (6) オンラインの活用に関すること

### (オンラインの活用)

- ・今後も感染状況の変化により再び在宅教育の実施が必要となることも考えられることから、双方向型オンライン指導についても検討しながら、オンラインの活用を継続します。
- ・毎日の検温や健康状態の結果の把握に関しても、オンラインの活用を継続し、再流行の兆候をできるだけ早く把握するためにも、継続的・即時的な状況の把握に努めます。

### (授業の進め方の工夫)

- ・授業の進度を確保するために加え、授業の質を高めるためには、いわゆる「反転授業」の考え方のように、生徒等が授業の前後で知識・理解に関するを中心とした学習を行い、授業では探究的な学習を行うことが効果的です。このためには、ワークシートの配布等の方法も考えられます、オンラインでの動画や確認テストの配信等も有効であると考えられることから、各家庭におけるインターネット環境等を確認の上で、オンラインの活用を積極的に行います。

## (7) 健康相談・心のケアに関すること

- ・新型コロナウイルス感染症の影響により、生徒等が心身のバランスを崩していることもあります。このため、定期的に簡易な質問紙調査を活用するなどにより、生徒等の状況を的確に把握します。また、必要に応じて、健康相談等の実施やスクールカウンセラー等による支援を行います。

## (8) 人権教育に関すること

- ・感染者や濃厚接触者とその家族、感染症の対策や治療にあたる医療従事者とその家族等に対する偏見や差別につながる行為は、断じて許されるものではありません。このような偏見や差別が生じないよう、生徒等が新型コロナウイルス感染症に関する正しい知識を身に付けるとともに、確かな人権意識を確立できるよう発達段階に応じた指導を行います。

#### (9) 学校行事にすること

- ・身体的距離を確保することなど感染防止対策を講じることを前提に、一定規模の人数を超える学校行事についても実施を可能とします。
- ・実施に当たっては、開催する時期、場所や時間、開催方法等について十分配慮します

##### (入学式、卒業式、始業式、終業式等)

- ・こまめな換気を実施する等の感染拡大防止のための措置をとったり、参加人数を抑えたり、式典全体の時間を短縮したりする等の開催方式の工夫を講じます。

##### (修学旅行等)

- ・修学旅行等、集団での移動・宿泊を伴う旅行的行事については、可能な限り感染防止対策を講じることを前提に、訪問地の状況把握や、日程、交通手段及び宿泊施設等の検討を行い、適切に判断し、保護者の理解を得た上で実施を検討します。
- ・ただし、海外への修学旅行及び海外研修旅行については、当面の間、延期又は中止とします。
- ・新型コロナウイルス感染症対策実施期間中に実施する校外学習等（中止となった修学旅行の代替行事を除く）は、行き先を奈良県内の施設等とします。

#### (10) 部活動にすること

- ・可能な限りの感染防止対策を行った上で、通常の活動を可能とします。
- ・校内すべての部活動で連携し、活動場所の割り振りについて工夫します。
- ・水分補給の際は、他人との距離を配慮するとともに、タオルやコップ等の共用を避けます。
- ・練習試合や合同練習、集会等は、可能な限りの感染防止対策を行った上で、学校長の了承のもと実施を可能とします。
- ・合宿や泊を伴う活動については、必ず保護者の了承を得た上で、最大限の注意を払い実施します。
- ・**感染拡大地域（※1）**での活動や**感染拡大地域**からの来県は不可とします。また、本県が感染拡大地域となった場合は県外との交流においても不可とします。ただし、公式大会・発表会等への出場については実施を可能とします。
- ・各競技団体が示すガイドラインがある場合は参考にします。
- ・活動に当たっては、感染防止対策のほか、熱中症対策に万全を期します。

#### (11) 学校給食の実施や食事の場面にすること

- ・学校給食を実施するに当たっては、「学校給食衛生管理基準」に基づいた調理作業や配食等を行うなど、対応を徹底します。
- ・なお、生徒等全員が食事の前の手洗いを徹底し、会食に当たっては、飛沫を飛ばさないよう、例えば、机を向かい合わせにしない、または会話を控えるなどの対応を講じます。

(12) 学校保健全般に関すること

- ・文部科学省HPに掲載の「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ & A」、「教育活動の実施等に関するQ & A」及び「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～『学校の新しい生活様式』～」を基本に対応します。
- ・必ず教職員での情報共有を図るとともに、臨時の学校保健委員会を開催する等、学校医・学校歯科医・学校薬剤師（以下、学校医等）やPTA代表者などと連携し、保健管理体制を整えるなど、学校保健活動が円滑に進むよう心がけます。

(13) 健康診断に関すること

(健康診断全般)

- ・学校医等と十分に連携し、感染防止対策を講じながら実施します。
- ・新型コロナウイルス感染症の影響により実施体制が整わない等、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合には、当該年度末日までの間に、可能な限り速やかに実施します。

(内科検診)

- ・学校医等は口腔内を観察することは避け、絶対に口腔内に触れないようにします。保健調査票や問診票等から事前に生徒等の健康状態を把握するとともに、学校医等に伝えておくなど、時間短縮に努めます。

(歯科検診)

- ・感染の恐れが高いため、学校歯科医等と十分に連携し、感染拡大防止の措置を取りながら実施します。また、歯科検診を実施する際の留意点は、以下のとおりです。

【学校】

- ① 事前に、家庭での健康管理を徹底する。
- ② 当日は、生徒等及び教職員の体調チェックを徹底する。
- ③ 検査室の換気を十分行う。
- ④ 一度に多くの生徒等を検査室に入れない。
- ⑤ ミラー等の滅菌を徹底する。
- ⑥ 記録者は必ずマスク・ゴーグルを着用する。
- ⑦ 使い捨ての歯鏡や手袋等の廃棄については、各県立学校に設置される医療廃棄物用のボックスに保管し、全ての健康診断が終了次第、業者に回収をお願いする。

【学校歯科医】

- ① 健康診断当日の健診医及び帯同者の体調チェックを徹底する。
- ② 必要な場合を除き、口腔内を手指で触らない検査方法を心がける。
- ③ 必ずマスク・手袋を着用する。
- ④ 保健調査票を活用し、効率的に歯科検診を実施する。
- ⑤ 県及び市町村教育委員会の情報に基づき、学校歯科医の活動指針

に準じて、地域の実情に合わせた対応を心がける。

- ・可能な限り登校前に歯みがきやうがいを行い、清潔な口腔内を保った上で実施します。

(眼科及び耳鼻咽喉科の健康診断)

- ・粘膜等に触ることは感染の恐れが高いため、学校医等と十分に連携し、感染拡大防止の措置を取りながら実施します。

(尿検査)

- ・現時点においては、尿により感染する恐れはないとしていますので、学校薬剤師と連携の上、実施します。また、尿を扱う際には、直接触ることを避け、使い捨ての手袋を着用し、検査後には必ず流水と石けんでの手洗いをします。
- ・検尿用のスピツツ等については、各自治体の処分方法を確認のうえ、学校薬剤師に相談し、適切に処分します。

(心電図検診及び結核検診)

- ・安全に学校教育活動へ参加するため、学校医等や関係機関と連携し、感染予防のための対策を十分に取った上で実施します。
- ・結核検診を延期する場合は、保健調査や結核健康診断問診票において、結核に関する「自覚症状」や「高まん延国での居住歴」がある生徒等について、登校の可否を学校医に相談します。

(14) 出席停止等の取扱いに関すること

- ・以下の場合に出席停止の措置を取ります。

(学校保健安全法第19条の規定に基づく出席停止)

- ・生徒等の感染が判明した場合
- ・生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合
- ・生徒等に発熱等の風邪症状がみられる場合
- ・**感染拡大地域（※1）**において、同居の家族に発熱等の風邪症状がみられる場合
- ・医療的ケア児や基礎疾患児について、登校すべきでないと判断された場合及び保護者から感染が不安で休ませたいと相談のあった生徒等について、例えば、感染経路の分からない患者が急激に増えている地域であるなどにより、感染の可能性が高まっていると保護者が考えるに合理的な理由があると校長が判断する場合には、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として、指導要録上「出席停止・忌引等の日数」として記録し、欠席とはしないことも可能です。

(15) 学校等欠席者・感染症情報システム（サーベイランス）に関すること

- ・新型コロナウイルス感染症に関する入力は、なるべく早急に入力していくようお願いします。原則としてこれまで同様、16時までに入力します。
- ・新型コロナウイルス感染症については、「出席停止 疾患登録」のうち、

新型コロナウイルス感染症に関する5つの項目に入力します。入力基準は以下のとおりです。

①「発熱等による」

生徒等自身に発熱等の症状があって自宅で療養しており、学校では出席停止扱いにする場合に入力します。

②「家族等の風邪症状による」

同居している家族等に発熱等の風邪症状があり生徒等が自宅で休養している場合や、家族が濃厚接触者としてPCR検査を受けている場合に入力します。

③「濃厚接触者」

生徒等が濃厚接触者に特定され出席停止となった場合に入力します。

④「新型コロナウイルス感染症」

生徒等が新型コロナウイルス感染症への感染が確定された場合に入力します。

⑤「教育委員会または主管課の指示による」

感染者は発生していないが、教育委員会または主管課の指示により、積極的な臨時休業をした場合に入力します。

- ・保護者が不安で休ませている場合の、出席停止の入力は「事故欠・忌引き等入力」の「その他」で計上します。
- ・新型コロナウイルスに感染してはいないが、保護者から校長に対して出席停止を希望された場合は、「事故欠・忌引き等入力」の「その他」に入力します。

### 3 感染が広がった場合における対応等

#### (1) 学校において感染者等が発生した場合の対応

(生徒等や教職員の感染者が発生した場合)

- ・保健所による感染者の行動履歴把握や、濃厚接触者の特定等のための調査が行われるので、その把握や調査に協力します。その後、保健所の調査や学校医の助言等を踏まえ、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断します。

(感染者や濃厚接触者等の出席停止)

- ・生徒等の感染が判明した場合及び生徒等が感染者の濃厚接触者に特定された場合、出席停止の措置を取ります。
- ・なお、出席停止の期間について、感染者は治癒するまで、濃厚接触者は感染者と最後に接触した日の翌日から起算して2週間とします。

(校舎内の消毒)

- ・感染が判明した場合、保健所及び学校薬剤師と連携して消毒を行いますが、必ずしも専門業者による清掃や消毒は必要ありません。

(保健所から本人への聞き取りを求められる内容)

- ①「新型コロナウイルス感染症患者の行動履歴」
- ②「新型コロナウイルス感染症患者の接触者の情報（リスト）」
- ③「新型コロナウイルス感染症患者の接触者の行動履歴」
- ④「新型コロナウイルス感染症患者の接触者の健康状態」

(保健所から情報提供を求められる内容)

- ①次の事項が記載されたエクセルファイル（様式は不問）  
縦軸：児童生徒（教職員）の「氏名」  
横軸：「所属」「連絡先」「基礎疾患の有無（有の場合はその内容）」「ステロイド等免疫抑制剤の使用有無」「発症日2日前からの出席・勤務状況」
- ②「校舎配置図（教室、トイレ、昇降口等の位置関係が分かるもの）」
- ③「教室の座席配置図（方向、座席間隔が分かるもの）」
- ④「施設の感染防止対策（換気の頻度、消毒設備）」

(教育委員会への報告)

- ・生徒等や教職員が新型コロナウイルス感染症に感染した場合は、保健体育課まで電話で報告するとともに、保健体育課への報告様式（エクセル）により電子メールで報告します。

#### (2) 生徒等や同居家族がPCR検査の対象となった場合の対応

- ・登校の可否については、保健所の指示に従います。
- ・同居家族が念のために（濃厚接触者ではない）PCR検査を受けた場合は、原則として生徒等の登校を控える必要はありません。ただし、感染拡大防止の観点から、あるいは保護者の意向等でPCR検査の結果が分かるまで登校を控えるほうが望ましいと判断した場合には、学校の実情に合わせて柔軟に対応します。なお、この際の欠席については、出席停止とします。

#### (3) 同居家族が体調不良である場合の対応

- ・原則として登校を控える必要はありませんが、次のような場合には、その安全性が確認されるまでの間（「症状が回復してから3日以上が経過している」「医師により新型コロナウイルス感染の恐れがないと認められた」等）は、本人の登校を控えるようにします。（別添フローチャート参照）
  - ・同居家族の症状が重症である場合
  - ・新型コロナウイルス感染症にかかっている恐れがある場合（**感染拡大地域（※1）**に勤務あるいは通学している場合等）

#### (4) 臨時休業のこと

- ・臨時休業については、感染が拡大しやすい場面なども分かってきていること等から、直ちに行うのではなく、保健所と相談の上、臨時休業の要否を判断します。

#### 4 非常にやむを得ず登校できない生徒に対する学習指導

非常に登校できない生徒等が発生した際の学習指導に関し、あらかじめ可能な対応策等について、地域や学校、生徒等の実情などを踏まえて検討を行い、保護者等の理解を得ておきます。

##### (1) 基本的な考え方

- ・一定の期間、生徒等がやむを得ず学校に登校できない場合には、例えば同時双方向型のウェブ会議システムを活用するなどして、指導計画等を踏まえた教師による学習指導と学習状況の把握を行います。

##### (2) 自宅等における学習の取扱い

- ・指導計画等を踏まえながら、教師による学習指導を行う際には、日々その状況を適宜把握し、生徒等の学習の改善や教師の指導改善に生かします。
- ・生徒等の学習状況や成果は学校における学習評価に反映することが可能です。
- ・学習指導が以下の要件を満たし、生徒等の学習状況や成果を確認した結果、十分な学習内容の定着が見られ、再度指導する必要がないものと校長が判断したときには、当該内容を再度学校における対面指導で取り扱わぬことが可能です。

①教科等の指導計画に照らして適切に位置付くものであること。

②教師が生徒等の学習状況及び成果を適切に把握することが可能であること。

##### (3) 指導要録上の取扱い

- ・非常に臨時休業又は出席停止等により登校できなかった日数は「欠席日数」としては記録しないこととします。
- ・以下の方法によるオンラインを活用した学習指導（オンラインを活用した特例の授業）を実施したと校長が認める場合には、指導要録の「指導に関する記録」の別記として、非常にオンラインを活用して実施した特例の授業等の記録について学年ごとに作成します。

①同時双方向型のオンラインを活用した学習指導

②課題の配信・提出、教師による質疑応答及び生徒等同士の意見交換をオンラインを活用して実施する学習指導（オンデマンド動画を併用して行う学習指導等を含む）

##### (4) 登校再開後の対応並びに各学年の課程の修了及び卒業の認定等

- ・登校が可能となった時点で、対面により学習状況を把握し、必要に応じて、教育課程内での補充のための授業や教育課程に位置付けない補習等の措置を講じます。
- ・標準授業時数を踏まえて編成した教育課程の授業時数を下回った場合、そのことのみをもって学校教育法施行規則に反するものとはされません。
- ・高等学校及び特別支援学校高等部において、学習指導要領に定める標準

(35単位時間の授業を1単位として計算)を踏まえて編成した教育課程の単位時間数を下回った場合にも、弾力的に対処し、単位の修得の認定を行うことを可能とします。

- 各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、進級・進学等に不利益が生じないよう配慮します。

※1 感染拡大地域とは、厚生労働省が示す「医療提供体制等の状況」の内、感染状況の直近1週間の陽性者数がステージⅢ及びステージⅣの都道府県とし、下記の厚生労働省HPで確認します。

〈厚生労働省HP〉

「都道府県の医療提供体制等の状況（医療提供体制・監視体制・感染の状況）について（6指標）」

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage\\_00035.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00035.html)

[学校用]

【フローチャート】

「同居家族に体調不良者がいる場合の児童生徒等の登校に関する考え方」  
(令和2年7月14日～)

